

長野県ゴルフ協会あて依頼（要約）

政府の緊急事態宣言の措置が5月31日まで延長されたのに伴い、新型コロナウイルス感染症
長野県対策本部は、県が独自に行ってきた施設に対する休業の検討の協力依頼について一部を
見直しの上、期間を延長して実施することを決めました。なお、国の動向及び今後の県内の
感染の状況等によっては、緊急事態措置の内容を見直す場合がありますので、ご承知おき
ください。

その内容を以下に記します。

記

1 依頼内容

(1) 5月7日から5月15日までの間

他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、貴会会員に対して休業を検討する
よう協力を依頼してください。

(2) 5月16日から5月31日までの間

営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼してください。
また、他都道府県に向けた営業活動を行わないなど、他都道府県からの利用を控えて
いただくよう周知するとともに、利用者には入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入
していただくよう依頼してください。

2 感染防止対策の徹底及び「新たな生活様式」に対応した営業の準備

引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

あわせて、緊急事態措置の解除後にいわゆる「新たな生活様式」に対応した営業を行う
ことができるように準備を進めてください。その際、別添「新型コロナウイルス感染症・
感染防止対策の徹底のための留意点について」を参考としてください。

観光部山岳高原観光課企画経理係 (課長) 田中達也 (担当) 保科宗継 電話 026-235-7247 FAX 026-235-7257 Eメール mt-tourism@pref.nagano.lg.jp
--